

大和市告示第37号

大和市親子健康診査事業実施要綱を次のように定める。

令和5年2月28日

大和市長 大 木 哲

大和市親子健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康増進に資するため、子育てで多忙な市民の健康診査の受診機会向上を目的とした親子健康診査事業を予算の範囲内で実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による健康診査（以下「健診」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、健診の実施当日に本市が実施する1歳6か月児歯科健康診査を受ける児童の父母であつて、本市の住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、同日以外の日に1歳6か月児歯科健康診査を受ける児童の父母を対象者とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者は、健診の対象としない。

(健診の実施方法、内容等)

第3条 健診は、市が指定する会場において実施する集団健診により行う。

2 健診を受けようとする者は、原則として本市が実施する1歳6か月児歯科健康診査の受診時にその旨を申し出るものとする。

3 健診は、問診及び血液検査により実施する。

4 健診を受ける者は、費用負担を要しないものとする。

5 市長は、健診結果から保健指導及び生活指導又は精密検査の必要があると認められる者については、保健師及び管理栄養士等による必要な指導又は精密検査の受診勧奨を行う。

(不正利得による返還)

第4条 偽りその他不正な手段により健診を受けた者があるときは、市長は、その者に対し当該健診費用に相当する額の返還を請求することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。